

(別添1)

事業評価の結果 (共通項目)

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名 柳町保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の存在意義、使命や役割等を明確にした公立保育園としての共通理念がある。さらに共通の基本方針が定められており公立保育園としての子どもや保護者、また、地域との関わりなどについて示している。 ・ 職員へは、年度初めの職員会の協議を通して周知と理解を図っている。 ・ 保育園のしおり、園だよりに定期的に記載し、保護者へ周知している。各クラスに掲示し、園内を訪れた方にも分かるようにしている。保育園の出入り口に理念や基本方針が掲示されている。毎日の子どもの生活の様子や遊びの様子を報告したシートや行事等の写真を掲示し、保護者等への理解を継続的に促している。入所・継続児保護者説明会や保護者会総会や個別懇談会等で資料を基に説明している。さらに本園の理念や基本方針の浸透を図るため登降園時の声掛けやお便り帳への記入を理念や基本方針を根底に置いている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	■ 8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画の中に示されている。長野市子ども未来部保育・幼稚園課と連携し本地区における当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っている。 ・休日・一時預かりにおいては、10連休中の保育の充実を図り、保育士の人数を多く確保し保護者支援において支障をきたさないように工夫している。 ・地域発達支援会議、4か月健診、出前講座等で園長、主任、支援員は地区の現状や潜在の利用者、保育のニーズ等を把握している。 ・来年度以降も支援センターや休日・一時預かりの利用者が増加しているので、施設の整備を行う等の受け入れ対策を考えている。 	
					■ 9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
					■ 10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
			■ 11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。				
			a)	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	■ 12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		<ul style="list-style-type: none"> ・運営は長野市子ども未来部保育・幼稚園課の管轄の下行われており経費は上限枠が決められている。 ・光熱費やコピーなどの消耗品費の節約などを組織的に行っている。とりわけ保育士不足の対策をポスター掲示やチラシ配布を通して行っている。 ・保育のさらなる質の向上のために、自己評価だけでなく、第三者評価による外部評価を受審し、第三者の視点で本園の強みと弱みを洗い出し内発的な改善に繋げていく予定である。
					■ 13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。		
■ 14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。							
■ 15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。							
a)	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	■ 16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市乳幼児期・教育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」にビジョンを明確にした上で数値目標や成果等が策定されている。 ・本園の特色としてはろう学校との仲よし交流を行っている。さらに保小の円滑な接続の在り方の研究を継続している。とりわけ教育相談を必要とする子の支援を丁寧に行い、保護者との個別懇談も定期的に行っている。 				
		■ 17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。					
		■ 18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
		■ 19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。					
a)	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■ 16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市乳幼児期・教育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」にビジョンを明確にした上で数値目標や成果等が策定されている。 ・本園の特色としてはろう学校との仲よし交流を行っている。さらに保小の円滑な接続の在り方の研究を継続している。とりわけ教育相談を必要とする子の支援を丁寧に行い、保護者との個別懇談も定期的に行っている。 		
				■ 17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
				■ 18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
				■ 19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(1)	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 ■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 ■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 ■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 	<p>・「長野市乳幼児の保育・教育の指針」を基に、本園の中・長期計画の内容を反映した単年度の事業計画を策定している。</p> <p>・単年度ではやま保育と仲よし交流等を計画実行し、事前・事後の職員会における協議を通して内容やねらいを明確にしている。また保護者アンケートを活用して保護者の満足度も測定し、事業実施状況の評価を効果のあるものに行っている。</p>
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。 	<p>・各計画は年間行事計画の作成時に職員参画のもとで行い、職員が実践し評価を行っている。各事業計画を実施後に、評価を行い、次年度へ繋げている。内容については職員会で報告し、各事業計画に沿って、職員が主体的に取り組んでいる。</p>
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 ■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	<p>第三者外部評価がある事を入所説明会・継続説明会・保護者総会とおたより等を利用して周知している。支援センターに関してはおたよりの作成をし、情報を必要に応じて発信している。保護者会での説明には、映像を利用し、写真と文字で分かりやすく伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。</p> <p>□ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	・第三者評価の共通項目の研修を通して、園内研修の計画を立て、実施し、評価を行い、次につなげている。自己評価については、年二回行い、集計し、園全体の課題の洗い出しに繋げ改善している。今年度は第三者外部評価を初めて受審することになっている。
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	・自己評価に基づいた評価結果を職員に配布し、職員会で情報共有している。第三者評価の共通項目の研修を通して、園内研修の計画を立て、実施し、評価を行い、次につなげている。 自己評価を年二回は行い、集約し、園全体の改善計画の見直しを行っている第三者外部評価を受審は今回が初めてである。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	<p>■ 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>■ 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>■ 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>■ 45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>・新年度職員会も含めて必要に応じて職員に方針を伝えている。業績評価で目標を明確にし、職員へ周知し、一人一人が目標設定を行い、取り組んでいく。職務分担表の記載通りに役割を分担させ、保育園の運営を機能させている。災害時の各種マニュアルを活用している。園長不在時は保育主任・主査と役割と責任が明確になっている。平常時は「運営規程」「職員構成と職務内容」「事務分掌職務分担表」に記載し、有事は危機管理マニュアル・各災害対応フロー等に記載している。</p>
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	<p>■ 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>■ 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>■ 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>■ 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>・課長補佐研修において、地方公務員法等を学んでいる。公立保育園長の心得を基に職員に必要な事項を伝え、法令の順守等を意識付けている。また、保育の手引きの読み合わせをしている。「長野市環境方針」の掲示、長野市役所環境率先実行計画の推進、環境美化推進委員の専任…保育主任、保育・人権関連については園内研修を行い、労働基準法関連については資料の掲示をしている。</p> <p>・蛍光管については廃棄物処理法による産業廃棄物として処理されているが保管中の置き場所について掲示板を設けることを推奨する。</p>
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<p>■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>・保育所の自己評価を年2回行う事と第三者評価の園内研修を通して、保育の質を総体的に高めている。リスクマネジメント研修を定期的に行い、課題の洗い出しと対策を行っている。研修へのさらなるモチベーションアップを図るため園内研修を職員に自発的に選ばせ、3グループに分かれて企画担当させ遂行している。各種研修には、積極的に参加できるように、職員に参加を促している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は保育理念・基本方針・保育目標のより効果的な具現化を図るためにクラス担任、加配の配置を職員の経験やスキルを考慮し、人員配置している。人事異動調書や面談を通して、職員の意向を把握し、働きやすい職場作りを行っている。衛生管理者と安全推進委員を設置し、委員による毎週の巡回と危険箇所洗い出しと改善を推進している。さらにスローガンを決め掲示し、周知している。園長は毎日、園内外の見回りをして安全管理に努めている。また、主任とともに消耗品等の削減を呼びかけ、かつ必要なものについては優先順位を決め、購入し、職務の効率化を図っている。</p>
育 2 成 福 祉 人 材 の 確 保		(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・人材確保については、保育・幼稚園課がハローワークや新聞へ求人広告を掲載した。自園では園内へ求人ポスターを掲示している。さらに職員は知人にチラシを配布している。職員の配置基準をもとにして人材育成のための研修計画が立てられている。正規・嘱託職員は保育・幼稚園課が採用し、パート・代替職員は保育園で採用している。長野市の配置基準がある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(1)	② 総合的な人事管理が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 ■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 ■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 ■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。 	<p>・理念や基本方針にもとづき「期待する職員像等」が明確に記載されている保育の手引きを活用し、年度当初の職員会で読み合わせ等を行っている。人事基準においては、長野市役所として基準があり、周知されている。長野市の人事基準に基づき能力評価や業績評価を行っている。嘱託職員についても能力評価を実施している。経験により給与が上がる仕組みとなっている。</p> <p>長野市こども未来部保育・幼稚園課の担当係長が「労務の巡回指導」を年1回行い、現場での処遇状態の確認をしている。</p> <p>・正規職員の異動調書には昇進、昇格の希望を書くことができる。嘱託保育士の賃金水準、キャリアパスの構築は市として行い、経験だけでなく能力も加味していくことになっている。</p>
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 	<p>・労務管理の責任者は園長であり、労務に関する書類が整備され、職員に周知されている。</p> <p>・出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と保育主任が定期的にダブルチェックしている。</p> <p>・年1回の健康診断とストレスチェックを全職員が受け、結果によっては、医者を受診したり、保健医務室を利用したりしている。</p> <p>・業績評価や異動調書に沿った個別懇談を行い、心配な職員には適宜に言葉がけをし、面談を行い相談にのっている。</p> <p>事前に人間ドックへ申し込み、特別休暇を利用して受けられる仕組みが有る。本人の希望により利用している。</p> <p>・休暇取得の促進、時間外労働の削減のため、パート職員の積極的な導入等を進めている。</p> <p>・休憩パート保育士の活用により休憩時間の確保を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2)	①		<ul style="list-style-type: none"> ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市が推奨しているイクボス・あったかボス宣言の取り組みを行っている。パワハラのない働きやすい職場作りに努めている。
			③ 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
		② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。				a)

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>・毎年、履歴書の確認や異動調書において、把握している。新任職員にはステップアップノートを活用して主査と園長が個別にOJTを行っている。補佐会・園長会・主任会・保育士部会・未満児研修会・障害児研修会・給食部会・看護師会ごとに研修している。外部研修に関する情報は全て、回覧したり、掲示したり、個人的に勧めたりして情報提供している。保育に支障が無いように、人員配置を行い、研修会に参加しやすい体制を整えている。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 ■ 95 指導者に対する研修を実施している。 ■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<p>・実習生受け入れマニュアルとプログラムが作成されており、明文化されている。8月までに6名の実習生を受け入れている。今後も2名の希望がある。</p> <p>・養成校の担当者が保育園を訪れ、話し合いを持ち、連携をとっている。</p> <p>・指導者である園長及び保育主任が研修を受け、指導にあたっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	■ 97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	・長野市のホームページや広報長野に予算と決算書の概要が公立保育園全体として記載されている。「保育園のしおり」「長野市子ども・子育て支援事業計画」に理念、基本方針、事業計画が掲載されている。ホームページに公立保育園の一つとして本園も情報公開されている。年2回保護者アンケートを取り、結果を公表し、改善している。第三者評価は今年度受審し、長野県のホームページ等を通じて公表予定である。苦情や相談に関しては、公表する必要のある事柄に関しては、公表している。理念、基本方針、ビジョン等は、保育園のしおりや長野市子ども・子育て支援事業計画に記載している。また、理念や基本方針、活動等は、支援センターだよりの印刷物を園内に掲示したり、地域に向けて配布している。
					■ 98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					■ 99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					■ 100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					■ 101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
		(2) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	■ 102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	・職務分掌を年度当初に明確にして事務手引きに則して全員で遂行している。 ・今年度は市の監査を受ける。毎年書類による監査があり、2年に1回は訪問監査を受けている。 ・監査で指摘された点は確認して、処理している。 ・地方自治法に基づく包括外部監査及び 個別外部監査の監査対象のテーマとなっていないので適用除外
					■ 103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
					■ 104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
					■ 105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
					□ 106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
□ 107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の計画に地域との関わり方を明記している。地域で開催するイベントへの作品の提供をしている。また、地域の各種イベント等のポスターやチラシを掲示したり、配布したりしている。 ・年長児は春に電車を利用した園外保育を行い、保護者アンケートに「様々な体験ができて良かった」と記入があり好評だった。 ・街中であり、お年寄り等の交流や柳町地区の役員や様々な人々との交流の機会が増えることを期待する。
					■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
					■ 110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
					□ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
					■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受け入れマニュアルで基本姿勢を明文化し、ボランティアを受け入れている。
■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れる際はマニュアルに従って事前に説明し、安全に配慮した受け入れ体制が整っている。 					
■ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野市子ども・子育て支援事業計画」地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、中学生や高校生の職業体験の受け入れや中学の家庭科の保育分野の授業への協力などを行っている。 					
■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。						
■ 117 学校教育への協力を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験の中で園児から誉められ、保育士へのあこがれを抱くようになるなど成果を挙げている。 					
(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談室・地域支援会議等のエコマップと関係機関一覧表が作成され職員に周知されている。また、長野市としてあかちゃんのしおりや子育てガイドブックを配布している。地域発達支援会議で定期的に情報交換を行い研修をしている。保健所・保健センター・病院と連携している。厚生課や児童相談所と定期的に連絡し、連携を取っている。 		
			■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。			
			■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(2)	①	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。 ■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。 ■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。 ■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。 ■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。 	・地域の保護者支援に向けた支援センターと休日・一時預かり等の事業を行い、父と子の触れ合いや看護師を講師にした健康講座や外部講師を招いての絵本についての講演会を行った。子育て相談も随時受け付けており、利用してもらっている。支援員や保育主任が地域の健診へ出向き子育て情報を知らせる等、支援している。災害時の地域における自園の役割について職員に周知されている。また、想定外のことにも対応できるように訓練されている。
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 ■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 	・入園式や卒園式などの行事を通して地域の民生委員と区長を招き、子ども達の成長を見てもらったり、現状を伝えたりする機会としている。支援センターは地域の親子が居心地の良い場所として利用してもらい、子育て相談や外部から講師を招いた、就職相談・栄養相談・健康相談・交通安全教室を開催し、地域の子育て支援の拠点となっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 139 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・保育の手引きで職員へ周知し、各指導計画に生かし実践している。倫理綱領の読み合わせ等を行い、人権に配慮した保育が実践できるようにしている。人権に関する研修会へ職員が出席し、報告を受け、園内研修している。自己評価や第三者評価項目の研修会を通して、組織や各自で取り組み評価している。</p> <p>・「全体の計画」「年間指導計画」等で計画して取り組んでいる。また、喧嘩や仲間外れ、呼び捨て等が見られた場合、保育士は仲裁したり代弁したりしながら、お互いを尊重する心を育てている。子ども達には性差での固定的対応をしないようにしている。方針は常に保育理念と基本方針で掲示し、保護者や地域の方に示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 ■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 ■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 ■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。 	<p>・マニュアルの整備がされており、書類は鍵のかかる場所で正しく管理されている。また、マニュアルの読み合わせ等の研修で職員に周知されている。虐待防止ポスターや虐待相談窓口の連絡先を掲示し、さらに園だよりでも保護者等に周知している。虐待が疑われた場合は虐待対応マップに沿って対応している。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 153 見学等の希望に対応している。 ■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>・入所説明会や継続説明会の折に運営規定について、説明や同意を得ている。説明会では、プロジェクターを利用して分かりやすく伝える工夫をしている。</p> <p>「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要綱」に基づき、必要な配慮をしながら対応している。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>・保育所の変更先へは、要録の写しを送ったり、必要に応じて、口頭で伝え、保育の継続をしている。途中退所の時は、今後も個別に相談を受け付けることを伝えている。卒園児には、保護者相談や卒園の際、配布される園だよりで今後も個別に相談を受け付けることを伝えている。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。 ■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 166 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>・子どもの発言、表情等から満足度を把握している。年2回保護者アンケートや個別懇談、保育参加、行事の際等を利用して、情報を得ている。個別懇談は常時、受け付けている事をおたより等で知らせている。保護者会には、園長と主任が出席している。情報については、職員会等で職員で周知したり、検討している。改善点については、早急に対応している。できない場合は保護者に理解を求めている。</p> <p>・分析や検討の結果、改善できる事項については「保護者アンケート集計結果」には改善策をのせて保護者に返している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	■ 169 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	・苦情解決の仕組みは誰が見ても分かるように、紙面で入り口に掲示している。園だよりにて、ご意見ポストの設置等について、知らせている。苦情については本園の第三者委員である主任児童委員と連絡や連携をとっている。アンケート結果や必要な情報については、保護者会や行事の際にも伝えたり、掲示している。
			■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。					
■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。					
■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	a)	■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	・ご意見ポストの設置等をおたよりで知らせている。また、誰でも分かりやすい場所に設置されている。「苦情解決のしくみ」は玄関に掲示している。「入園説明会資料」や「園だより」は全家庭に配布している。			
■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 ■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・「意見(要望)への対応マニュアル」が整備されている。園だよりで、希望者はいつでも個別懇談ができる事を伝えて、利用してもらっている。個別懇談の内容については、職員間で周知し、同じ対応ができるように工夫している。保護者の意見に基づき、写真の掲示の仕方についてはすでに見やすいように改善した。不審者対応については警察官の巡回を依頼してあるが、さらに検討中である。保護者には「保護者アンケート集計結果」において、迅速に知らせている。</p> <p>・保護者からは防犯体制についての希望や要望が多く更なる安全対策の期待が高い。実施している不審者訓練の様子や鍵などの安全対策について改善している点を保護者や地域に伝え安心・安全の情報提供を密にすることを期待する。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・リスクマネジメントに関する委員については、衛生推進委員会を設置し、ヒヤリハットの報告を行い、それに対する解決策を協議することで、職員の安全意識を高め、安心で安全な保育の推進をしている。各クラス月1回週替わりで行っている「安全点検表」や毎朝の「日常点検表」で見直している。</p> <p>・園児が散歩で利用する道路危険マップを作成し、危険個所の洗い出しと共通認識を図っている。その中で横断歩道の設置、ガードレールが欲しい等の要望が出されている。時間帯を限定し歩行者の専用道路にするなどの「キッズゾーン」の設置、道路の塗装、速度制限、横断歩道、ガードレールや反射鏡の設置など園児が利用する道路の安全について自治体、地域住民、警察、道路管理者が園児の安全のため積極的に取組むよう働きかけることを期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。 	・看護師が中心となり、保健マニュアルに従って、その都度、必要な感染症対策を行っている。感染症の発生があった場合はマニュアルに沿った対応と対策を行い、保護者へも新しい情報を掲示し、感染症対策をしている。
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 198 災害時の対応体制が決められている。 ■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	・危機管理マニュアルが作成されている。消防署や警察と連携し、避難訓練の指導を受けたり、見回りしてもらったりして、危機管理に努めている。耐震診断を行い、食糧や備蓄品を確保している。災害時に備え、瞬時に全ての保護者に連絡するために「オクレジャー」の導入をし行い活用している。保護者の同意を得て保護者会が導入し、緊急連絡が瞬時にできるようになった。 ・保育園についても被災した後の保育施設を運営再開するための独自の事業継続計画（BCP）の策定（トイレの使用ができない場合や職員の出勤が困難な場合等）を今後検討することを期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・保育について標準的な実施方法が記されている「未満児保育マニュアル」や「幼児保育マニュアル」に沿った、保育を行っている。必ず職員間で読み合わせを行い、保育に生かしている。指導計画は保育主任と園長が確認し、必要に応じて職員会の際や個別に指導している。また、一人ひとりの発達に合わせた個別保育も実施されている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。 ■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。 ■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・指導計画の責任者は園長となっている。入所前に「支給認定申請書兼利用申込書」「家庭の調べ」「緊急連絡カード」「個人情報関連のご確認」等の書類においてアセスメントを実施している。児童の心身発達に特別な配慮を必要とする子の保護者とは、入所前に保健師・保育・幼稚園課の課長補佐・園長と保護者面談を行ったり、アレルギー疾患のある子とは、栄養士・園長・給食担当者と保護者面談を実施し、受け入れ体制を整えている。更に、入所後は個別懇談会を行い、アセスメントを口頭で行い、結果を「保育の個別計画」に明示している。全体の計画はアセスメントの結果を反映させ、実情に沿った指導計画を策定している。障害児や気になる子については、別に指導計画の策定がされている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・指導計画の評価は「年間指導計画」は年4回「月間指導計画」は毎月「週日案」は毎週、担当保育士が行い、園長・主任が確認している。見直しについては各保育園で検討し、年度途中に行っている。園長会・補佐会でその都度、見直しを行い、現在新しい様式を各園で試行中である。必ず、評価と振り返りを行い、次の保育へ反映させ、子どもの育ちを継続させている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 	<p>・子ども一人一人に沿った「個別記録」が策定されている。子どもの成長に合わせて、担当保育士が話し合いで計画を立案し、園長・主任が指導し確認している。特別な配慮を必要とする子に関しては、職員会にて周知し、対応している。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 232 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>・「個人情報保護マニュアル」「個人情報保護」等の資料で規定を定めている。ファイル基準表に従って、個人情報の保管と廃棄が定められている。廃棄については、長野市へ届け出を行い、決められた日に収集され、溶解している。個人情報に関しては、情報機器を扱う職員は毎年、研修が必須で、管理されている。課長補佐研修においても、研修が行われ、伝達研修をしている。保護者に関しては、「個人情報のご確認」に署名をもらったり、入所説明会・継続説明会の折に触れ、口頭で伝えている。行事の前には、SNSへの投稿はしないよう必ず注意喚起している。</p>